

東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙に係る後援団体に関する寄附等の 禁止及び政治活動用ポスターの掲示の禁止について

令和6年9月1日執行予定の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙にあつては、公職選挙法の規定により、後援団体に関する寄附及び政治活動用ポスターの掲示が禁止又は制限を受けることとなりますので御注意ください。

記

1 後援団体に関する寄附等の禁止について（第199条の5）

(1) 後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附の場合であっても、選挙管理委員会が当該選挙を行うべき事由が生じた旨を告示した日の翌日（令和6年7月24日）から当該選挙の期日までの間は当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることが禁止されること。

ただし、政党その他の政治団体やその支部に寄附すること、候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）に対し寄附をすることは禁止されないこと。

(2) 何人も、上記の期間中は、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、選挙区内にある者に対し、饗応接待をしたり、金銭又は記念品その他の物品を供与したりすることが禁止されること。

(3) 公職の候補者等は、上記の期間中自己の後援団体に寄附することが禁止されること。

（政治資金規正法第19条に規定する資金管理団体に対して、自らの政治資金を取り扱わせる目的とするものを除く。）

(4) 上記の期間は、公職選挙法第199条の2第1項でも引用していることから、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会等の参加者に対する実費の補償としてする場合も規制されるものであること。

2 政治活動用ポスターの掲示の禁止について（第143条第16項）

公職の候補者等の政治活動のために使用されるポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後

援団体の名称を表示するもの) の掲示についても、上記の期間中は当該選挙区内に掲示することが禁止されること。

3 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去(第201条の14第1項)

当該選挙の告示前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターであっても、当該ポスターにその氏名又は氏名が類推されるような事項が記載された者が当該選挙の候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区内に掲示したポスターは撤去しなければならないこと。